

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告南第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和元年5月23日

沖縄県南部土木事務所長 多嘉良 斉

1 委託概要

(1)	委託名	座間味ダム・金城ダム・儀間ダム制御設備保守点検業務委託 (R1)	
(2)	委託場所	座間味ダム・金城ダム・儀間ダム各ダム地内他	
(3)	工種	電気通信工事	
(4)	委託内容	座間味ダム・金城ダム・儀間ダムの制御設備点検、堤体観測設備点検、受変電・予備発電機点検（別冊図面および別冊仕様書のとおり）	
(5)	履行期間	契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで	
(6)	発注形態	単体発注	
(7)	資格審査方法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。	
(8)	その他適用のある法令、制度等 〔本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。〕	リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
		最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		準備手続き（予算成立前）	※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続き（交付決定前）	※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続き（繰越承認前）	※本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
(9)	適用する労務単価	○ 平成31年4月 労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(10)	本工事に係る設計業務等の受託者	・ -	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業種	電気通信工事業	(1)の業種において、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等級		
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成31・32年度	
(4)	許可区分	建設業	
(5)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法（昭和24年号外法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	入札開始日から落札決定日までの間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		

(9)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>			
(10)	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。</p>			
(11)	<p>施工実績</p>	<p>対象期間</p> <p>自 平成21年4月1日 至 令和元年6月6日</p>	<p>左記の期間内に下記の対象設備に関する点検委託または工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。</p>	
<p>対象実績</p>		<p>対象期間内において、国の機関、地方公共団体、公共機関(電力、通信、ガス、鉄道等)又は地方公社が発注した点検業務(再委託の実績を含む)または工事(新設・更新・補修)を元請けとして完了(完了見込みを含む)した実績を有し、当該契約の対象設備は次の①②③のいずれかであること。</p>		
<p>対象設備</p>		<p>①多重無線装置 ②テレメータ観測装置又は放流警報装置 ③ダム(又は堰)放流制御設備</p>		
(12)	<p>配置予定技術者備考</p>	<p>資格区分</p>	<p>次の①～④のいずれか1つの条件を満たし、国の機関、地方公共団体、公共機関(電力、通信、ガス、鉄道等)又は地方公社が発注した点検業務(再委託の実績を含む)または工事(新設・更新・補修)を元請けとして完了(完了見込みを含む)した業務経験を有すること。</p>	
<p>備考</p>		<p>管理技術者：専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。 ① 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を納めた者で卒業後3年以上の業務経験を有すること。 ② 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学の学科を納めた者で卒業後5年以上の業務経験を有すること。 ③ 上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。 ④ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。 ア) 技術士(総合技術監理部門(電気電子)) イ) 技術士(電気電子部門) ウ) 一級電気工事施工管理技士 エ) 第一級、第二級総合無線通信士 オ) 第一級、第二級陸上無線技術士 カ) 第一級陸上特殊無線技士 尚、配置予定の管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用)があること。</p>		
(13)	<p>その他の条件 (右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。)</p>	<p>○ 地域要件</p>	<p>(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所又は従たる営業所</p>	<p>左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。</p>
<p>経営事項審査評定値</p>		<p>(ア) (イ)</p>		
<p>赤土等流出防止対策施工実績</p>		<p>対象期間</p>	<p>自 至</p>	
		<p>備考</p>		
(14)	<p>取扱い案件</p>	<p>なし</p>		

3 入札手続等

(1)	手続き方法	電子入札	本委託は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。 ※電子入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。	
		紙入札	紙入札への移行を希望する場合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で「沖縄県電子入札運用基準」に基づく所要の手続きを原則、入札日の1週間前までに経ること。 ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号） ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号） 【沖縄県電子入札ポータルサイト】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/pdf_kishu/k17_dnshi_nyusatsu_kijun.pdf	
(2)	設計図書の配布	期間	令和元年5月23日 ～ 至 令和元年6月6日	
		配布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000	
		問い合わせ先	沖縄県土木建築部南部土木事務所庶務班	電話番号
(3)	入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	令和元年6月7日(金) 午前9時00分
			入札締切	令和元年6月10日(月) 午前11時00分
		持参による場(紙入札)	持参日時	令和元年6月11日(火) 午前9時50分
			持参場所	沖縄県土木建築部南部土木事務所 7階入札室
		入札の方法	ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載（紙入札の場合）又は電子入札システムに登録すること。 イ 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。	
入札に関する注意事項(持参により提出する場合)	ア 委託内訳書は上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、沖縄県土木建築部南部土木事務所庶務班へ提出すること。提出がない場合は、入札が無効になることがある。 イ 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 ウ 入札書、委任状には、この公告に従い、委託名及び委託場所を記入すること。 エ 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。 オ 入札書のくじ番号（任意の数字3桁）は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。			
工事費内訳書の提出	ア 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書（様式自由）を提出すること。 イ 委託費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札システムにより委託費内訳書を提出する場合には、代表者印は省略できる。 ウ 提出された委託費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が、説明を求めることがある。 エ 電子入札システムにより委託費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、原則としてPDF形式とする。ただし、PDF形式で提出できない場合は、Excel、Word及び一太郎形式での提出も可とする。また、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い添付すること。			
(4)	入札の辞退等	紙入札申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。 また、落札決定までの間に別の委託業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせに報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。		
(5)	開札日時	令和元年6月11日(火) 午前10時00分 電子入札システムにより開札		
(6)	落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留したうえで、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を受けたうえで、入札参加資格の有無確認のため事後審査を行う。 なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。適格者が確認できた時点で、落札候補者以外の者の審査は行わないものとする。		

(7)	申請書等の提出	<p>落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、開札後、以下に示す日時までに申請書等の提出を求める。</p> <p>発注機関から申請書等の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は入札参加資格がないものとする。</p> <p>なお、当初申請書等の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は、別途通知する。</p>				
		通知日	令和元年6月11日(火) 午後1時00分 (予定) までに ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。			
		提出期限	令和元年6月13日(木) 午後5時00分			
		提出先	所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎9階	提出部数	1部
		課名等	沖縄県土木建築部南部土木事務所 ダム管理担当			
電話番号	098-869-8291	提出方法	原則として、持参によるものとする。			
(8)	入札参加資格の確認結果の通知	<p>入札参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。</p> <p>令和元年6月19日(水) (予定)</p>				
(9)	落札者の決定方法	<p>事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は全入札参加者に通知する。</p>				
(10)	本入札に係る資料の取扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。</p> <p>オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>				

4 入札保証金及び契約保証金

(1)	入札保証金	納付の可否	<p>免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号）</p> <p>※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。</p>
		○	以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）
<p>入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 有価証券等</p> <p>イ 金融機関の入札保証</p> <p>ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券</p> <p>エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書</p> <p>※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。</p> <p>※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。</p> <p>※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者</p> <p>(2) 入札保証金の金額等及び契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合</p> <p>(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p>			
		提出期間	公告日から 令和元年6月6日 まで
		提出先	<p>沖縄県那覇市旭町116番地37</p> <p>沖縄県南部合同庁舎8階</p> <p>沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班</p> <p>電話番号 098-866-1145</p>
		提出方法	入札保証金納付書発行依頼書を持参 ※事前に連絡すること (納入通知書を発行するので、金融機関で納付後、上記提出期間までに領収書を持参すること)

	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期間	公告日から 令和元年6月6日 まで
		提出先	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎 8階 沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班 電話番号 098-866-1145
		提出方法	持参又は送付（配達を確認できる方法にて送付すること）
		その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。
	過去2か年の間に国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合	提出期間	公告日から 令和元年6月6日 まで
		提出先	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎 8階 沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班 電話番号 098-866-1145
		提出方法	持参又は送付（配達を確認できる方法にて送付すること）
		その他	沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する実績を、配布資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上提出すること
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。</p>		

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	<p>落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。</p> <p>病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>						
(2) 入札の無効	<p>本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>						
(3) 支払条件	<table border="1"> <tr> <td>前金払</td> <td>契約金額の30%以内</td> </tr> <tr> <td>中間前金払</td> <td>「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく</td> </tr> <tr> <td>部分払</td> <td>「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数</td> </tr> </table>	前金払	契約金額の30%以内	中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく	部分払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
前金払	契約金額の30%以内						
中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく						
部分払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数						
(4) 火災保険の要否	否						
(5) 契約締結の時期等	<p>ア 本委託に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。</p> <p>イ 議会議決を要する契約の場合は、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。</p> <p>ウ 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>						
(6) 請負代金の変更等	<p>本委託の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。</p>						
(7) 入札参加者の遵守事項	<p>入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札契約心得」、「建設工事請負契約約款」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。</p> <p>【沖縄県電子ポータルサイト】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html</p>						

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎 8階 沖縄県土木建築部南部土木事務所長 庶務班 電話番号 098-866-1145
	質問書提出先	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎 8階 沖縄県土木建築部南部土木事務所長 庶務班 電話番号 098-866-1145 FAX番号 098-866-6906
(2) 上記(1)以外に関すること	問い合わせ先	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎 9階 沖縄県土木建築部南部土木事務所長 ダム管理担当 電話番号 098-869-8291
	提出期間	令和元年5月23日(木) から 令和元年5月30日(木) まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

	提出方法	持参又はファクシミリにより提出すること。 ※なお、ファクシミリにより提出する場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所及び入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000
	期間	回答日から 令和元年6月10日(月) まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1)	入札参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
		提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
		提出先	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎8階 沖縄県土木建築部南部土木事務所長 庶務班
		提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ等）によるものは受け付けない。
(2)	再苦情申立て	<p>上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。</p> <p>ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話番号： 098-866-2374</p>	

8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。 なお、同基準は沖縄県電子入札ポータルサイトへ掲載している。			
【沖縄県電子入札ポータルサイト】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html			
(1)	システム稼働時間	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。	
(2)	障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	電子調達コールセンター 電話番号：0570-011-311 沖縄県電子入札ポータルサイト
		ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3)	電子入札システム上の通知等の確認	<p>入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の取扱いを受ける場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札保留通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 <p>※入札後、「入札状況一覧」摘要欄に「失格」と表記された場合、それ以降の一部通知書については発行されない。</p>	